

第 6 期 分 別 収 集 計 画

(平成 2 3 年度～平成 2 7 年度)

平成 2 2 年 6 月

安平・厚真行政事務組合

分別収集計画目次

1	計画策定の意義	1
2	計画の基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進ための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）	8
【特記事項】		
	容器包装廃棄物のフロー	9
【資料】		
①	ごみの推移	10
②	ごみの組成分析	11
③	容器包装廃棄物の排出量見込み及び潜在率について	11
④	法第8条第2項第4号について	12

1 計画策定の意義

当組合では、従来より組合を構成する安平町、厚真町と協調を図りながら圏域のごみ処理業務を行ってきた。

昭和61年の塵芥処理場（焼却及び破碎選別処理施設）の整備とともに確立された3種分別（生ごみ・可燃ごみ・不燃ごみ）によるごみ処理体系は順調に行われ、地域住民の環境衛生の向上、有効資源の再活用などに一定の成果を上げてきた。

これまで、ごみの問題に関する最重要課題は適正処理であり、これには行政が主体となって問題の解決を図ってきた。しかし現在、重点はごみの減量化・資源化へと移行し、行政だけでは対処できないものとなり、さらなる対応が迫られている。

地域住民の快適で潤いのある生活環境の創造と将来にわたる地球的規模の資源枯渇の問題を考えると、近年の大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型の廃棄物処理を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが肝要であり、当組合では広域処理を重要かつ緊急性の高い問題としてとらえ、道のごみ処理広域化計画に基づいて平成13年7月から苫小牧市との広域処理を開始したところである。焼却、最終処分のほかペットボトル・紙パックに加え、平成22年度からはプラスチック製容器包装の再資源化も共同で行っている。

このため、ごみの分別は平成13年7月より従来の3種から7種（生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル、カン、ビン、紙パック）、平成22年4月からはプラスチック製容器包装を加え8種に増えたが、住民等の協力により円滑に進められている。

当組合の施設関係の状況であるが、最終処分場は昭和44年に整備された遮水工や浸出水処理施設を有しない安定型処分場のため不適正埋立処分地施設として指摘されたことから、平成15年度からの2ヶ年で最終処分場適正閉鎖事業を実施した。

また、平成21年度には苫小牧市との広域処理開始以降休止していた旧焼却施設の解体撤去を行い、煙突の倒壊やダイオキシンの飛散防止等の危険性を回避するとともに、その跡地利用として資源物のストックヤードとしての整備を進めている。

本計画はこのような状況の中、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）」第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、限りある資源の有効活用と最終処分量の削減を図る目的で、地域住民・事業者・行政のそれぞれの役割と責任を明確化し、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、循環型の廃棄物処理が具体化されるとともに、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化が図られるものである。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本方向を以下に示す。

- 地域住民参加型のごみの減量とリサイクル運動を積極的に推進する。
- 地域住民・事業者・行政が一体となったごみの排出抑制、資源再利用の取り組みを促進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は平成23年4月を始期とする5ヵ年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
容器包装廃棄物	853	844	836	830	823

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

今日のごみ問題も、元をただせば日々の我々の生活から生み出されてきたものであり、問題の解決も我々の生活の中から始めようという環境に対する身近な意識も生まれてきている。

このためごみの減量を図るためには、地域住民、事業者、行政の役割分担を明確にし、排出抑制に積極的に取り組んでいく。

また、近年事業系ごみの排出量の伸びが著しいことから、特に事業系ごみに対する排出抑制を強力に推進する。

地域住民、事業者、行政の役割分担は、次のとおりとする。

地域住民

- ・ごみの排出量を現状より増やさないように努める。
- ・物を修理して大切に使う生活習慣の確立など、使い捨てるライフスタイルの見直しを図るよう努める。

- ・買い替えに際しては、組合の処理が困難となる不用品を販売店等に引き取ってもらうよう努める。
- ・使い捨て商品の使用を自粛し、過剰包装の辞退などに努める。
- ・買い物に際しては、買物かご、買物袋などを持参するように努める。
- ・トイレットペーパーなどは、できる限り再生品を使用するように努める。

事業者

- ・廃棄物の回収体制の整備など、自己処理を積極的に進めるとともに、排出抑制など減量化を念頭においた事業活動を行うように努める。
- ・トレイ・ペットボトルなどの使い捨て容器の使用抑制と自主回収、資源化に努める。
- ・バラ売りの拡大や過剰包装の抑制、包装の簡素化に努める。
- ・再生可能な容器は、再生利用を行うとともに、梱包材など流通包装廃棄物の回収・再利用に努める。
- ・製品などが廃棄物となった場合に、その適正処理が困難とならないようにするとともに、リサイクル可能な商品の販売に努める。
- ・住民の耐久消費財などの買い替えに際しては、組合の処理が困難となる不用品を引き取るとともに、修理体制を充実させるように努める。
- ・リターナブル容器、再生資源、再生製品の積極的な利用に努める。
- ・レジ袋等小売包装の有料化を推進するよう努める。

行政

- ・住民・事業者・行政の役割分担を明確にし、排出抑制を含めた減量に関する計画的な施策の推進に努める。
- ・ごみの減量、再資源化について、啓蒙・広報活動を強化し、住民の意識啓発に一層努める。
- ・ごみ問題の学習と啓発を推進するため、学校における副読本等を活用した教育やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらうように努める。
- ・事業者に対する減量化や排出方法について指導を徹底するなど、事業系ごみの排出抑制対策を講ずるよう努める。
- ・再生可能なものの回収制度、不用品の引き取り制度等について、事業者に対して指導、情報提供などを行う。
- ・簡易包装化の促進、使い捨て商品の自粛等も抑制方策について、住民、事業者との協議のう え検討を進める。
- ・庁用品、公共事業における再生品の使用に一層努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

当組合の最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、収集体制等を勘案し収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製 の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t／年）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
主としてスチール製の容器	70	69	69	68	68
主としてアルミ製の容器	18	18	18	17	17
無色のガラス製容器	40	39	39	38	38
	40	39	39	38	38
茶色のガラス製容器	40	39	39	38	38
	40	39	39	38	38
その他のガラス製容器	18	18	18	18	18
	18	18	18	18	18
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの	2	2	2	2	2
主として段ボール製の容器	195	193	192	190	189
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	—	—	—	44	43
	—	—	—	44	43
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするもの	52	51	50	50	50
	52	51	50	50	50
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	129	132	137	140	144
	129	132	137	140	144
(白色トレイ含む) (うち白色トレイ)	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- ① 直近年度の分別基準適合物の積算
- ② 容器包装廃棄物の見込み量を積算（=ごみ質別排出量×組成分析結果構成比）
- ③ 容器包装廃棄物の排出見込み率の積算（=（①+②-残渣量）÷ごみ量）
- ④ 分別基準適合物の排出見込み量の積算（=各年度ごみ見込み量×③）
- ⑤ 分別基準適合物見込み量の積算（=④×分別排出率）

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を拡充強化し実施する。

なお、現在、集団回収で取り組んでいる自治会や学校等が扱うものについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

紙製容器包装についても資源化の方策を検討していく。

分別収集の実施主体

分別収集する容器 包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器 アルミ製容器	缶	委託業者の指定日回収	組 合
ガ ラ ス	無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	びん類	委託業者の指定日回収	組 合
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者の指定日回収	組 合
	段ボール	段ボール	住民団体による集団回収	民間業者
	その他の紙製容器 包装	紙製容器包装	未 定	未 定
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者の指定日回収	組 合
	その他のプラスチ ック製容器包装	プラスチック 製容器包装	委託業者の指定日回収	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、当組合ではアルミ缶、スチール缶、びん、ペットボトル、紙パックを資源物として収集し、アルミ缶、スチール缶については当組合の塵芥処理施設で選別・圧縮・保管、びん、ペットボトル、紙パックは苫小牧市資源化センターで選別・圧縮・梱包・保管している。

紙製容器包装についても資源化の方策を検討して行く。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器	缶 類	指定透明袋	4 t パッカー車	選別、圧縮、保管 施設
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん 類	指定透明袋	4 t パッカー車	選別、保管施設（苫 小牧市資源化セン ター）
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック類	ひもで縛る	4 t パッカー車	選別、圧縮、保管 施設（苫小牧市資 源化センター）
ペットボトル	ペットボトル	指定透明袋	4 t パッカー車	
段ボール	段ボール	ひもで縛る	未 定	未 定
その他の紙製容器包装	紙製容器包装	未 定	未 定	未 定
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装	指定透明袋	4 t パッカー車	選別、圧縮、保管 施設（民間業者）

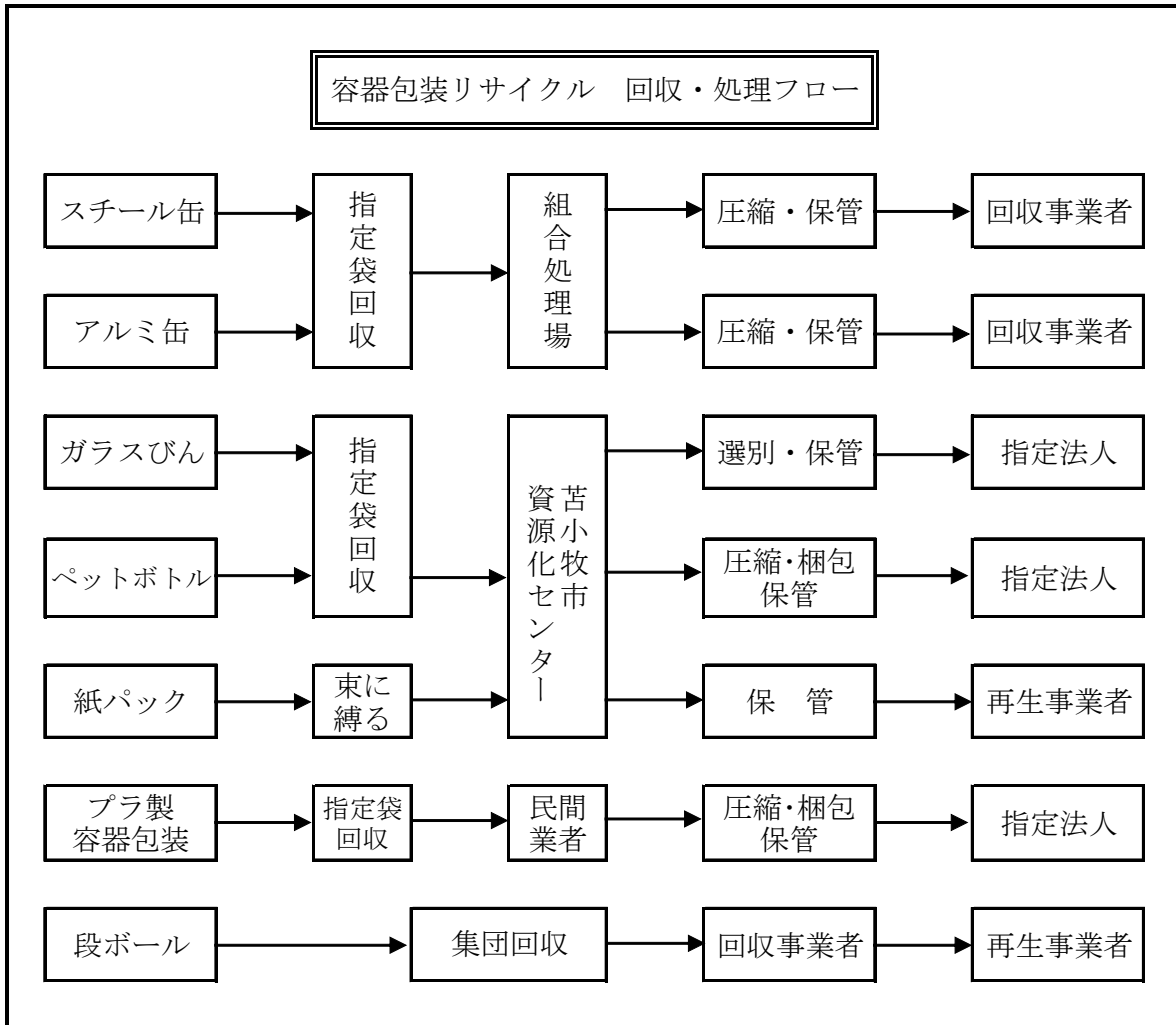
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- 住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、住民、事業者、行政からなる廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制の整備を図る。
- 自治会及び各種団体等における集団回収を推進するため、奨励金の交付や優良団体表彰の制度を導入・実施し、回収促進を図る。
- 事業系ごみの分別徹底推進のため、各事業所に対し文書や訪問等により分別の徹底を呼びかけ、資源物の有効活用の協力を求める。
- 住民、自治会、各種団体等の分別排出及び排出抑制を推進するため、広報活動（パンフレットの作成配布、広報紙への掲載）や施設見学会等を積極的に行い、リサイクルの意識啓発に努める。

【特記事項】

容器包装廃棄物のフロー

当組合における容器包装廃棄物にかかわる分別排出と収集・処理のフローは下図のとおりである。



② ごみ組成分析

平成19年度から21年度の3カ年間の組成分析結果を集計すると次のとおりである。

		可燃ごみ		不燃ごみ	
		重量(kg)	構成比(%)	重量(kg)	構成比(%)
不燃物	不燃性プラスチック類	2.60	0.55%	237.66	48.42%
	内ペットボトル	0.74	0.16%	3.84	0.78%
	内プラ製容器包装				
	金属類(磁性体)	0.10	0.02%	63.28	12.89%
	内スチール缶	0.10	0.02%	9.00	1.83%
	金属類(非磁性体)	0.61	0.13%	15.00	3.06%
	内アルミ缶	0.02		5.70	1.16%
	ガラス類			72.41	14.75%
	内びん類			57.90	11.80%
	陶器、石等雑物類	10.09	2.14%	54.42	11.09%
小計	13.40	2.84%	442.77	90.20%	
可燃物	厨芥類	31.68	6.71%		
	紙類	274.78	58.24%	1.47	0.30%
	内飲料用紙パック	5.82	1.23%	0.07	0.01%
	内段ボール				
	内紙製容器包装	27.00	5.72%	1.00	0.20%
	布・木類	20.79	4.41%	1.87	0.38%
	ゴム、革製類	0.94	0.20%	18.93	3.86%
	可燃性プラスチック類	130.19	27.60%	25.81	5.26%
	内白色トレイ	5.31	1.13%	0.20	0.04%
	内プラ製容器包装	66.00	13.99%	24.00	4.89%
小計	458.38	97.16%	48.08	9.80%	
合計	471.78	100.00%	490.85	100.00%	

③ 容器包装廃棄物の排出量見込量及び排出見込率

資源回収実績、組成分析結果から排出見込量を積算し、排出見込率を算出する。

○組成分析による積算量は、ごみ収集量に組成分析結果構成率を乗じて積算

(単位：t)

容器包装種別		資源回収実績量	組成分析見込量	参考事例見込量	排出見込量	排出見込率
金属	スチール製容器	74	6		80	3.23%
	アルミ製容器	19	12		31	1.25%
ガラス	無色のガラス製容器	41	13		54	2.18%
	茶色のガラス製容器	41	13		54	2.18%
	その他のガラス製容器	19	6		25	1.01%
紙類	飲料用紙製容器	2	23		25	1.01%
	段ボール	200			200	8.08%
	その他の紙製品容器包装		91		91	3.68%
プラスチック	ペットボトル	54	5		59	2.38%
	白色トレイ		18		18	0.73%
	その他プラスチック製容器包装		236		236	9.53%
合計		450	423		873	35.26%
平成19～21年度生ごみを除く収集実績量						2,476

○ごみ排出量に排出見込率を乗じて、法第8条第2項第1号の容器包装廃棄物排出量を積算する。

(単位：t)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物排出量	853	844	836	830	823
ごみ排出量(大型除く)	(2,420)	(2,394)	(2,371)	(2,354)	(2,335)

④ 法第8条第2項第4号に規定する各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

総人口に占める分別収集対象人口は100%であるため、分別収集率は計算上除外し積算する。

- 容器包装廃棄物排出見込量は、生ごみを除くごみ排出量に排出見込率を乗じた量
- 分別排出率は、資源物実収集量の排出見込量に対する割合を参考に、状況を勘案しながら予測
- 分別基準適合物見込量は、容器包装廃棄物排出見込量に分別排出率を乗じた量

【容器包装廃棄物排出見込量】 (＝容器包装算定対象廃棄物量(ごみ量)×排出見込み率)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
スチール製容器	78	77	77	76	75
アルミ製容器	30	30	30	29	29
ガラス製容器	130	128	128	126	126
飲料用紙製容器	24	24	24	24	24
段ボール	195	193	192	190	189
その他の紙製品容器包装	89	88	87	87	86
ペットボトル	58	57	56	56	56
白色トレイ	18	17	17	17	17
その他プラスチック製容器包装	231	228	226	224	223
合 計	853	842	837	829	825
ごみ排出量(大型ごみ除く)	2,420	2,394	2,371	2,354	2,335

【分別排出率】

	実収集量	排出見込量	分別排出率
スチール製容器	74	80	92.50%
アルミ製容器	19	31	61.29%
ガラス製容器	101	133	75.94%
飲料用紙製容器	2	25	8.00%
ペットボトル	54	59	91.53%
その他プラスチック製容器包装		254	
合 計	250	673	37.15%

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
スチール製容器	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
アルミ製容器	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
ガラス製容器	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
飲料用紙製容器	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
段ボール	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
その他の紙製品容器包装	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%
ペットボトル	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
白色トレイ	52.0%	54.0%	56.0%	58.0%	60.0%
その他プラスチック製容器包装	52.0%	54.0%	56.0%	58.0%	60.0%

【各年度分別基準適合物見込量】 (＝容器包装廃棄物排出見込量×分別排出率)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
スチール製容器	70	69	69	68	68
アルミ製容器	18	18	18	17	17
ガラス製容器	98	96	96	94	94
無色のガラス製容器	40	39	39	38	38
茶色のガラス製容器	40	39	39	38	38
その他のガラス製容器	18	18	18	18	18
飲料用紙製容器	2	2	2	2	2
段ボール	195	193	192	190	189
その他の紙製品容器包装	0	0	0	44	43
ペットボトル	52	51	50	50	50
白色トレイ	9	9	10	10	10
その他プラスチック製容器包装	120	123	127	130	134
合 計	564	561	564	605	607

各年度において、得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

『安 平 町』

(単位：t/年)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
主として鋼製の容器包装	46	46	46	45	45
主としてアルミニウム製の容器	12	12	12	11	11
無色のガラス製容器	26	26	26	25	25
	26	26	26	25	25
茶色のガラス製容器	26	26	26	25	25
	26	26	26	25	25
その他のガラス製容器	12	12	12	12	12
	12	12	12	12	12
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの	1	1	1	1	1
主として段ボール製の容器	128	127	127	126	126
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	—	—	—	29	29
	—	—	—	29	29
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするもの	34	34	33	33	33
	34	34	33	33	33
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	85	87	91	93	96
	85	87	91	93	96
(白色トレイ含む) (うち白色トレイ)	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

各年度において、得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

『厚 真 町』

(単位：t/年)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
主として鋼製の容器包装	24	23	23	23	23
主としてアルミニウム製の容器	6	6	6	6	6
無色のガラス製容器	14	13	13	13	13
	14	13	13	13	13
茶色のガラス製容器	14	13	13	13	13
	14	13	13	13	13
その他のガラス製容器	6	6	6	6	6
	6	6	6	6	6
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの	1	1	1	1	1
主として段ボール製の容器	67	66	65	64	63
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	—	—	—	15	14
	—	—	—	15	14
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするもの	18	17	17	17	17
	18	17	17	17	17
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	44	45	46	47	48
	44	45	47	47	48
(白色トレイ含む) (うち白色トレイ)	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0